



草加市監査委員告示第1号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月19日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 切 敷 光 雄

1 監査対象部局

子ども未来部、都市整備部

2 監査対象事務

平成30年度に執行された財務に関する事務及び市の経営に係る事業の管理とし、必要と認める場合は、平成29年度以前についても監査の対象としました。

3 監査期間

令和元年7月16日（火）から令和2年2月13日（木）まで（講評を含む。）

4 監査の実施手続

草加市監査事務処理規程第23条及び第24条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

5 監査の着眼点

別紙「財務事務監査の着眼点」のとおり

6 監査結果

(1) 子ども未来部

子ども未来部には、子育て支援課、子ども育成課、子育て支援センター及び保育課が置かれ、4課の体制となっております。

平成30年度の職員体制及び歳出決算額については、水道事業・病院事業を除く市職員数の28.2%、325人の職員が配属されており、歳出決算額は一般会計では、全体の20.8%、約146億441万円の執行となっているところです。

○職員数の割合（平成31年3月1日時点）

○歳出決算額の割合（一般会計）

| 部局 | 人数 | 割合 |
|--------|------|-------|
| 子ども未来部 | 325人 | 28.2% |
| その他の部局 | 827人 | 71.8% |

| 部局 | 金額 | 割合 |
|--------|-----------------|-------|
| 子ども未来部 | 14,604,418,622円 | 20.8% |
| その他の部局 | 55,722,558,401円 | 79.2% |

子ども未来部は、全ての子どもと子育て家庭のためのよりよい環境づくりに加え、次世代を担う子どもが健やかに育まれる事業を執行する組織であると捉えています。

子育て支援課においては、子どもに係る総合的な企画・調整のほか、児童手当、障害児福祉の企画・推進に係る事務を担っています。

子ども育成課においては、児童クラブ、放課後子ども教室、児童館・勤労青少年ホームに関する事務を行っています。

子育て支援センターにおいては、子育て支援ネットワークの推進のほか、子育ての総合相談並びに情報の集約及び提供、子どもの発達に係る診療等に関すること、児童発達支援センターあおば学園に関することを行っています。

保育課においては、公立保育園の運営に関すること、保育の利用調整・あっせんに関すること、保育園等の整備、認可及び確認に関することを行っています。

平成30年度に執行された財務に関する事務及び市の経営に係る事業の管理について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

(2) 都市整備部

都市整備部には、都市計画課、開発指導課、建築指導課、みどり公園課及び新田駅周辺土地区画整理事務所が置かれ、4課1事務所の体制となっています。

平成30年度の職員体制及び歳出決算額については、水道事業・病院事業を除く市職員数の6.0%、69人の職員が配属されており、歳出決算額は一般会計では、全体の4.1%、約28億6,082万円、特別会計では、新田西部土地区画整理事業特別会計が全体の0.4%、約1億7,130万円、駐車場事業特別会計が全体の0.1%、約4,760万円、新田駅西口土地区画整理事業特別会計が全体の0.6%、約3億429万円の執行となっているところです。

○職員数の割合（平成31年3月1日時点）

| 部局 | 人数 | 割合 |
|--------|--------|-------|
| 都市整備部 | 69人 | 6.0% |
| その他の部局 | 1,083人 | 94.0% |

○歳出決算額の割合（一般会計）

| 部局 | 金額 | 割合 |
|--------|-----------------|-------|
| 都市整備部 | 2,860,826,944円 | 4.1% |
| その他の部局 | 67,466,150,079円 | 95.9% |

○歳出決算額の割合（特別会計）

| 会計 | 金額 | 割合 |
|-------------------|-----------------|-------|
| 新田西部土地 区画整理事業 | 171,309,600円 | 0.4% |
| 駐車場事業 | 47,602,250円 | 0.1% |
| 新田駅西口土地 区画整理事業 | 304,296,841円 | 0.6% |
| その他の特会 | 46,556,214,165円 | 98.9% |

都市整備部は、まちづくりに関わる施策を総合的に展開し、主にハード面でサービスを提供する組織であると捉えています。

都市計画課においては、市街地開発事業及び都市計画に係る総合的企画、調整、決定、推進等のほか、柿木地区への企業誘致推進に係る事務などを行っています。

開発指導課においては、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の規定による各種手続等に係る事務などを行っています。

建築指導課においては、建築物動態統計調査のほか、建築基準法の規定による各種申請書、届出書等の受付及び許可通知書、確認済証等の交付に係る事務などを行っています。

みどり公園課においては、公園、緑地等の企画、立案、保全及び管理のほか、緑化の推進及びみどりの保全に係る事務などを行っています。

新田駅周辺土地区画整理事務所においては、新田駅周辺の土地区画整理事業に伴う換地計画、換地処分、清算、登記、補償、工事の設計に係る事務などを行っています。

平成30年度に執行された財務に関する事務及び市の経営に係る事業の管理について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていることが認められました。

しかし、次のとおり、一部適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

契約行為に係る事務手続の不備について【対象：みどり公園課】

契約行為に係る事務手続において、競争入札が必要な契約案件のうち、競争入札の執行を行わず随意契約（公募型簡易競争契約）にて契約締結し、かつ専決区分が誤っているものが見受けられました。市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則であり、市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。